## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ	イイ イサミ		授与番号 甲 1762 号
氏名 (姓、名)	伊井 勇		
学位の種類	博士( 社会学 )	授与年月日	2024年 3月 31日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]		
博士論文の題名	障害のある子どもの放課後・休日に関する地域福祉研究―発達障害のある子どもの		
	放課後等デイサービスに着目して―		
審査委員	(主査) 黒田 学		竹内 謙彰
	(立命館大学産業社会学部教授)		(立命館大学産業社会学部教授)
	石田 賀奈子		
	(立命館大学産業社会学部教授)		

本論文は、障害のある子どもの放課後や休日に関する制度的対応が醸成されてきた過程を明らかにするとともに、社会福祉基礎構造改革の展開および今日の地域福祉をめぐる政策動向を踏まえ、障害児の放課後・休日対策に関わる構造的課題を明らかにすることを目的としている。とりわけ、本論文では、障害児の放課後・休日において中心的な居場所となっている放課後等デイサービスに着目し、社会福祉基礎構造改革以降の展開を踏まえた政策や実践に関わる課題を導出している。一方で、本論文は、障害児の放課後・休日対策の成立過程にも目を向けており、1979年の養護学校教育義務制実施を契機にする障害児の放課後・休日対策を通時的・時系列的な変遷から捉え、先進自治体の補助から国の制度へと醸成した過程を明示することを試みている。本論文の分析視角は、「社会福祉基礎構造改革を踏まえた放課後・休日対策の新展開」に対する批判的検討、「放課後・休日対策の通時的な政策展開」への着目、の2点としており、複数の放課後等デイサービス事業者を対象とした半構造化インタビュー調査、放課後・休日に関わる諸団体が発行する資料・バックナンバーの資料分析、官庁統計や外郭団体などが公表する数量データなどの分析を通じ、各章を展開している。

本論文の構成は、全8章、すなわち以下の序章、第1章から第6章、終章からなる。 序章では、本研究の目的および研究課題を設定した背景などを述べた上で、本研究の全 体構成を明示し、放課後等デイサービスに関する新聞記事に着目し、同サービスに対する 社会的関心がどのように向けられているのかを整理している。

第1章では、本論文の学術的背景を把握するために放課後等デイサービスの研究動向を整理し、本研究の位置づけを明確にしている。また、既存の地域福祉論の研究展開を整理し、本研究の分析視角を述べている。

第2章では、障害児の放課後・休日対策の成立過程を、1979年の養護学校教育義務制 実施から通時的に捉え、先進自治体の補助から国の制度へと全国的に波及した対策の広が りを明示している。特に、障害児の保護者や実践者、研究者など多様な属性をもつ運動主 体の協働と、政策主体との応答関係により、障害児の放課後・休日対策が醸成した過程を 明らかにしている。

第3章では、前章の放課後・休日対策の展開を踏まえ、現行の放課後・休日対策として機能する放課後等デイサービス、放課後児童健全育成事業(学童保育)、日中一時支援について整理している。それら3つの全体的な傾向を整理した上で、放課後等デイサービスの現状を官庁統計や外郭団体等の数量的データにより明示している。またコロナ禍(COVID-19)における教育機関の混乱と放課後等デイサービスも対応を検討している。第4章では、放課後等デイサービスが創設された2012年以来、制度的課題となっている利用の量的拡大について着目している。特に、発達障害児の利用が量的拡大の背景に

あることに着目し、インタビューデータをもとに量的拡大の構造の一端を把握している。

第5章では、放課後等デイサービスにおける量的拡大の構造と利用契約システムの連関に言及している。特に、①社会福祉基礎構造改革以降に「擬似市場」とも呼ばれる官製の部分的な市場システムが、放課後等デイサービスにおいてどのように導入されているのか先行研究を通じて明らかにし、②放課後等デイサービスでの利用契約に際して重要な手続きとなる「障害福祉サービス受給者証の発行」に関わる実態を、事例調査のデータをもとに例証し検討している。

第6章では、発達障害児に着目した発達支援を検討している。特に、家庭や学校とは異なる場所での独自の価値を提供することが求められる放課後等デイサービスは、発達障害児に対し、どのような発達支援の提供が必要となるのか、①宿題などを行う「学習支援」、②遊び・文化活動の機能などの「遊び」、③子どもが放課後・休日を安心して生活できる「家庭の代替(居場所)」を基軸にして事例検討をしている。

終章では、以上を通じて、2012 年に創設された放課後等デイサービスは、日本の障害 児教育・福祉の歴史的経緯において「教育権保障の第三のうねり」と位置付く社会運動(放 課後保障)の一つの成果であり、制度化以後の量的拡大は、利用者と事業者の双方が互い に増加を補完することで堅持されていると結論づけている。また、本論文の学術的特色と して、障害児の放課後・休日対策の「中間的総括」を可能にした点、真田是から石倉康次 に続く社会福祉論・地域福祉論の理論的補完を行った点をあげている。

まず、予備審査において指摘された事項を確認し、その修正、加筆による改善を確認した。申請者は予備審査において指摘された事項を真摯に受け止め、各章の要点やつながりを明確にしたこと、本論文の学術的意義をより明瞭にしたことが審査委員から評価された。

学術的意義と特色は、総じて障害のある子どもの放課後や休日に関する制度的対応を対象にその実態を把握し、社会福祉制度の構造的課題に接近することを試みている点である。その上で、第1に障害のある子どもの放課後・休日対策の「中間的総括」を可能にした点、第2に放課後等デイサービスの利用の量的拡大とそれに伴う問題を、いわゆる発達障害児への社会的支援の拡大という文脈から検討した点、第3に真田是から石倉康次に続く社会福祉論・地域福祉論の理論的補完を行った点を評価できる。

第 1 については、1979 年の養護学校教育義務制から 2012 年の放課後等デイサービス 創設までの 33 年と、創設から約 10 年の経過を通時的に捉えており、この約 40 年間に渡 る障害児の放課後・休日対策に対する「中間的総括」と位置づけていることにある。さら に、放課後等デイサービスの展開を通じて、社会福祉基礎構造改革を踏まえた放課後・休 日対策の新展開に対して、批判的に検討している。

第2については、発達障害は2000年前後まで「発達の問題」という認識があいまいであり、いわゆる「制度の谷間」に置かれていた。しかしながら、発達障害者支援法の施行(2005年)、学校教育法の改正(2006年)、特別支援教育の施行(2007年)を契機に、発達障害のある子どもも社会的支援の対象となった。こうした発達障害への認識の広がりが潜在化していたニーズを顕在化させ、放課後等デイサービス利用の急増の一翼となったことを明示している。

第3については、真田是から石倉康次に続く社会福祉論・地域福祉論の理論的補完を行ったことである。本研究では地域福祉の推進が注目された背景を捉えつつ、社会福祉制度の変容や政策展開を踏まえ、真田から石倉に継承された社会福祉論を捉え直し、障害のある子どもの放課後や休日に関する制度的対応、放課後等デイサービスを地域福祉研究に位置づけ分析し、考察している。

他方で、本論文に残された課題として、次のような点がある。

第1は、障害児の放課後・休日対策の成立過程を制度・政策のレベルから詳述している ものの、障害のある子どもと保護者、関係者による社会運動の展開、すなわち各地での運 動を具体的に考察することを通じて、障害児の放課後・休日の実態と制度政策との矛盾、 試 験 ま た は 学 力 確 認  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 

社会運動との構造的な関係をより明確に析出するということである。障害のある子どもた ちの放課後を豊かなものにするために、長年にわたり保護者や関係者がどのような活動を 創造し、運動を進め政策化を求めてきたのか、その過程での障壁や困難、諸矛盾を具体的 に把握することが今後の政策課題、さらには実践の質を明瞭にするものと考えられる。

第2は、放課後等デイサービスでの実践を社会福祉労働の視点から検討することである が、この点は今後さらに深めていくべき研究課題の一つであろう。社会福祉における専門 性の担保や社会福祉領域の労働力不足といった実情に対して、放課後等デイサービスにお いても、その実践および労働を、専門性や活動の質の向上と連関させた検討が必要である。 そのことは制度的課題となっている同サービス利用の量的拡大と実践の質との矛盾およ び解決に向けた方策を析出することにもなろう。

以上のような課題がありつつも、審査委員会は、公聴会・論文審査を通じて上記の内容 を確認し、本論文が博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致し

本論文の公聴会は2024年1月17日(水)10時~11時30分まで、衣笠キャンパス以 学館 1 階産業社会学部小会議室での対面ならびに Zoom によるオンラインにより行われ

本論文の主査は、申請者が本学大学院社会学研究科応用社会学専攻博士課程前期課程・ 後期課程に在学した全期間において、学内外の研究者を交えた研究討論と発表の機会を設 けるとともに、研究に関わる指導と相談を日常的に行った。その中で申請者が研究者とし て必要な力量を着実に獲得してきたことを確認した。

本論文に関連する業績としては、国内の査読付き学術論文単著3本、同共著2本、査読 なし論文1本のほか、国内学会で計4回の研究発表を行った。また、英文の査読付きジャ ーナル論文1本、国際学会での発表が1回あり、外国語についても十分な力量を備えてい ることを確認した。

主査および副査は、公聴会の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを 確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士(社会学 立命館大学)の 学位を授与することが適当であると判断する。

要

旨